

## (九) 派遣並びに、派遣支出規定

(目的)

第1条 この規定は、本校の教育活動を活発にし、教育効果を高めるため、高等学校教育の一環として行われる行事（大会等）に生徒を派遣することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(経費)

第2条 教育的諸行事へ生徒を派遣するための資金は、父母等保護者等から徴収する生徒派遣費及び寄附金、その他の収入をもって充てる。

(対象)

第3条 派遣費の対象となる対外競技は、次の各号に掲げる団体が「主催・共催」する県内大会とする。

- (1) 高体連・高野連・高文連の主催・共催する大会とする。
  - (2) その他教育関係機関の主催・共催する大会とする。
  - (3) その他学校長が特に必要と認める場合とする。
  - (4) マネージャー等の参加については、原則として大会要項どおりとする。但し、次の各号の一に該当する場合はその限りではない。
    - ① 大会参加選手16名以上の場合は、マネージャー2名以内の派遣を認めることができる。
    - ② 学校長が特に必要と認めた場合。
- ※(2)、(3)の大会参加については、大会申込前に派遣委員会に諮ること。

(条件)

第4条 学校代表として派遣される生徒は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 学業成績が良好であるもの  
(前年度までの単位保留及び今年度の単位保留候補科目の合計が大会派遣日までに2科目以内)
  - (2) 性行及び勤怠状況が良好であるもの  
(無届けによる遅刻・欠課・欠席がそれぞれ各学期5回以内であること)
  - (3) 保護者の承諾のあるもの
  - (4) 授業料、校納金を納入済であるもの
  - (5) 学校生活が良好で、かつ派遣にあたって健康面において支障がないもの
- 2 前項で条件以外で、派遣に関して異議のあるものについては、職員会議で審議する。  
(削除・改正：令和2年3月)

(派遣回数)

第5条 対外競技等への派遣回数は、次の各号に掲げるとおりとする。  
第3条(1)(2)に規定する大会に限り原則個人2回大会とする。但し、校長が認めた場合は、この限りではない。  
※運用規定（項目12 部活動および同好会細則6章）参照

(補助額)

第6条 県内・県外への生徒派遣費は次の各号に掲げるとおり支出するものとする。

- (1) 県内派遣費（宮古内を除く）
  - ① 1回目派遣費 10,000円
  - ② 2回目派遣費 10,000円但し、上記①②において、大会が長期となり宮古～那覇を2回以上往復する場合の派遣費はその度毎に10,000円支給する。
  - ③ 競技用具を運ぶレンタカー代については、半額を補助する。
- (2) 県外派遣費 第3条(1)または(2)に規定する大会において当該団体から「県代表」として推薦を受けた団体または個人とする。
  - ① 総経費の60%を支給する。
  - ② 昼食代500円を補助する。
  - ③ 競技用具を運ぶレンタカー代については、半額を補助する。
  - ④ 参加費は、全額補助する。総経費とは、航空運賃、車賃、宿泊料（朝食、夕食含む）をいう。
- (3) 県内大会参加費は、2大会まで補助する。
- (4) 選手の協会登録費は、個人負担とする。
- (5) チーム登録料・監督登録料は、全額補助する。
- (6) 大会参加のための健康診断等の費用については、個人負担とする。

附則

平成28年3月23日全部改正